

# お知らせ なんたん



第49号(3の3)平成20年1月25日発行

## 所得税確定申告の相談会場のご案内

市民税などの申告や相談と併せて、所得税の確定申告についての相談・受付を本庁および各支所で実施します。申告会場が混雑し、ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

- 期 間 2月18日(月)～3月17日(月) ※土・日・祝日は除きます。
- 時 間 午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)
- 場 所 ・南丹市役所本庁 2号庁舎1階 101会議室  
・八木支所 1階 市民ルーム / ・日吉支所 2階 申告会場  
・美山文化ホール 2階 第1会議室

※不動産譲渡所得申告については、できるだけ税務署での申告をお願いします。

### <市・府民税、国民健康保険税の申告について>

市・府民税、国民健康保険税の申告は、所得税の申告が不要な方も金額の多少にかかわらずしていただく必要があります。(申告をされないとは所得証明書などの発行、老人医療、福祉医療などの制度が受けられなくなりますのでご注意ください)ただし、所得税の確定申告をした方や、給与所得のみで年末調整した給与支払報告が市に提出されている方、公的年金などを受給されている方は、市・府民税の申告は必要ありません。

なお、市・府民税申告書を請求される方、社会保険料控除、生命保険、地震保険などの控除(市・府民税)を受けるため申告を必要とされる方はお手数ですが、下記問合せ先へお越しください。また、遠方の方などで申告が必要な場合は電話などにて請求いただきますと、後日郵送で送付させていただきます。

### <平成20年度市・府民税から適用される主な改正内容>

- ・税源移譲に伴い、住宅ローン減税(平成18年12月31日までに入居した方に限り)により控除される所得税額が減少する方については、翌年度の市・府民税において、減額調整します。ただし、毎年3月15日(今年は3月17日)までに申告が必要です。
- ・平成18年分所得と比べ、平成19年分所得が減少した方で、一定の要件を満たす方については、平成19年度分の市・府民税を税源移譲前の水準まで減額します。ただし、平成20年7月1日から31日までの間に申告が必要です。
- ・地震保険料などの支払金額の2分の1に相当する額を所得から控除します。(限度額2万5千円)これに伴い、損害保険料控除は廃止されましたが、経過措置として、平成18年末までに締結した長期損害保険契約などに係る保険料など(保険期間が10年以上で満期返戻金あり)については、従来の損害保険料控除が適用されます。
- ・年齢65歳以上の方のうち前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置を平成20年度分の市・府民税から完全に廃止します。

- ◇問合せ先 税務課 市民税係 TEL 68-0004  
各支所 地域総務課 総務係 TEL 八木 68-0020  
日吉 68-0030 美山 68-0040

## 「かやぶき雪灯廊」にお越しください

美山の冬は、かやぶき民家や辺りの山々がすっぴりと純白な雪におおわれます。そんな中、南丹市で数少ない冬の風物詩として行われるのが美山町北集落の「かやぶき雪灯廊」。国の伝統的建造物群保存地区の指定を受けた、かやぶきの里(北集落)で地域の方と一緒に小さなかまくら(雪とうろう)を作り、辺りが暗くなった頃に一斉に灯をともします。かやぶき民家と純白の雪、そしてロウソクの明かりがかもし出す幻想的な美山を、ぜひ皆さんご家族お誘い合わせの上、体験してください。

また、2月10日(日)は、(財)美山町自然文化村内で『第16回美山雪まつり』が開催されます。雪灯廊から雪祭りまでの2月3日(日)～9日(土)は、雪灯廊とかやぶき民家のライトアップを行います。

詳しいイベント内容や宿泊などご希望の方は下記へお問い合わせください。

- 日 時 2月2日(土) 午後3時～ 受付・雪灯廊づくり  
午後5時～ 雪灯廊点灯、かやぶき民家ライトアップ  
午後6時30分～ 花火打ち上げ  
その他、屋台(そば・ぜんざいほか)、土産物など

- 場 所 南丹市美山町北(かやぶきの里)

※天候などの都合で時間や内容が変更になる場合があります。

雪がない場合は竹灯廊を使って開催します。

- ◇問合せ先 美山町知井振興会 URL <http://www15.ocn.ne.jp/~m-chi/>  
TEL (0771) 77-0001 FAX (0771) 77-0231

## 園部税務署から確定申告のお知らせ

平成19年分の所得税確定申告の税務署窓口での相談受付は、2月18日(月)～3月17日(月)までです。園部税務署は、確定申告期間中を含む全ての土・日・祝日は閉庁しています。閉庁時に申告書などを提出される方は、時間外収受箱をご利用ください。

なお、上京・左京・中京・東山・下京・右京・伏見税務署では、2月24日、3月2日の日曜日に限り確定申告の相談、仮受付を行います。(それ以外の土・日は閉庁しています)

### <平成19年分の所得税から適用される主な改正事項>

- ・定率減税が廃止されました。(改正前は所得税額の10%。10%相当額が12万5千円を超える場合には12万5千円)
- ・所得税の税率構造が下記のとおり改められました。

改正前		⇒	改正後	
課税所得	税率		課税所得	税率
330万円以下の金額	10%		195万円以下の金額	5%
900万円以下の金額	20%		330万円以下の金額	10%
1800万円以下の金額	30%		695万円以下の金額	20%
1800万円超の金額	37%		900万円以下の金額	23%
			1800万円以下の金額	33%
			1800万円超の金額	40%

- ・地震保険料などの支払金額を所得から控除します。(限度額5万円)これに伴い、損害保険料控除は廃止されましたが、経過措置として、平成18年末までに締結した長期損害保険契約などに係る保険料など(保険期間が10年以上で満期返戻金あり)については、従来の損害保険料控除が適用されます。

### <税務署に行かずに、ご自宅で簡単に申告書が作成できます!>

確定申告期は、多数の納税者の方々が税務署にお越しになり、大変混雑します。大阪国税局や国税庁のホームページでは、ご自宅で簡単に申告書が作成できる「確定申告書等作成コーナー」を記載していますので、ぜひご利用ください。なお、作成された申告書は、郵送等により提出していただくと、税務署に行く必要がなく便利です。さらに、あらかじめ登録すれば、ご自宅からインターネットを通じて、申告や納税などを行うことができる「国税電子申告・納税システム(通称:e-Tax)」のサービスも提供しています。(国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>)

- ◇問合せ先 園部税務署 TEL (0771) 62-1019 (個人課税部門直通)  
TEL (0771) 62-0340 (代表)

## 美山フォーラムを開催します

「美山の魅力と可能性II 一守る活動と創る活動」と題してフォーラムを開催します。このフォーラムでは、他地域でのまちおこしの先進事例の報告や美山で活動されている方をパネリストとして、討論を通じて、美山の魅力の再発見とその可能性を探り、『何を守り、何を創っていくべきなのか』を明らかにしていきます。ぜひお越しください。

- 開催日時 2月17日(日) 午後1時～5時 ●参加費 無料
- 会 場 南丹市美山文化ホール 大ホール(美山町島台51 南丹市美山支所横)
- 内 容 ①基調講演:テーマ「人は誰でも主役になれる」講師:横石 知二氏  
徳島県上勝町(65歳以上の高齢者が約半数を占める人口約2,000人の町)で、料理に添える花や葉っぱなどの「つまもの」の生産・販売を主な事業とする「株式会社いろどり」の副社長。70歳、80歳代の高齢の生産者を中心となり年間約3億円を売り上げ、まちおこしに貢献されています。  
②報告・討論:テーマ「美山を守り、美山を創る」  
美山ゆかりの4人の方から発表・討論

- ◇問合せ先 美山支所 地域総務課 TEL 68-0040 FAX 75-0801

## 犬・猫のフンは責任を持って片付けましょう!

他人の土地や家の前、道路、公園などで犬・猫のフンが放置されるという苦情が寄せられています。フンの放置は不衛生で不快なものです。自分のペットが他人の土地や家の前、道路、公園などでフンをした場合は、必ず飼い主が持ち帰ってください。

また、自宅の敷地内で排せつさせる習慣をつけさせましょう。しつけは飼い主の責任です。飼い主のマナーやモラルを高めましょう。

- ◇問合せ先 環境課 環境企画係 TEL 68-0015